

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

《届出用紙の種類は3種類あります。》※学校からもらって登校日に提出してください。

②③の用紙は、南成瀬中学校ホームページからダウンロードできます。

記号①の感染症	町田市指定の登校許可証	【医療機関にて記入・発行してもらう】
記号②の感染症	インフルエンザ罹患届	【保護者が記入・押印し作成する】
記号③の感染症	罹患届	【保護者が記入・押印し作成する】

学校感染症と出席停止の期間（平成24年4月改正）

種	用紙	病 名	期 間
第一種		エボラ出血熱 南米出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルク病 ラッサ熱 痘そう 急性灰白髄炎 シフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	②	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	①	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	①	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	①	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	①	風しん	発心が消失するまで
	①	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	①	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	①	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	①	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種		腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	①	流行性角結膜炎（はやり目）	
	①	急性出血性結膜炎	
		コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフ	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き期間を決定する
	（その他の感染症の例）		
	①	溶連菌感染症	
	③	ウィルス性肝炎	
	③	伝染性紅班（リンゴ病）	
	③	感染性胃腸炎	
	③	マイコプラズマ感染症	
③	ヘルパンギーナ		
③	手足口病		

a